

●ご存じですか!?食品の表示制度

●消費者の商品選択に資する食品の品質表示

食品表示は、JAS法という表示制度により、消費者が的確に商品選択ができるよう、全ての飲食料品に表示のルールが決められています。

生鮮食品には「名称」と「原産地」が、加工食品には「名称」「原材料名」「原料原産地名」「内容量」「賞味期限」「保存方法」「製造業者の名称及び住所」等の表示が義務化されています。



ほうれんそう
(愛知県産)



名 称
原 材 料 名
内 容 量
賞 味 期 限
保 存 方 法
製 造 者



めばちまぐろ刺身(解凍)
韓国産(北太平洋)

●食品表示制度の普及・啓発に向けた取組み



親子に食品表示の説明をする職員

食品表示への理解を深めるために、食品表示の方法や見方等について普及・啓発を行っています。

各種イベントに出展したり、生産者、流通業者、消費者等の集まりに出席して食品表示についての講習会を実施しています。

これにより、消費者は食品表示に対する目を養い、生産者、流通業者等は消費者に対して正確でわかりやすい表示への意識を高めています。

●食品表示の監視と表示情報受付窓口の設置

平成15年7月から食品表示の監視体制を強化し、店舗調査を通じた表示の適正化に努めるとともに、食品表示110番を設け食品表示に対する疑問やご意見等のお問い合わせに対応しています。

